論文審査の結果の要旨

本研究は先天性心疾患を有する幼児・学童のセルフケア獲得に大きく影響する養育者の養育態度に働きかける看護援助を考案し、ロイ適応看護モデルを参考に介入の枠組みを作成し、その有用性を検討したものである。研究1では質的記述的研究デザインを用いて、先天性心疾患をもつ幼児・学童期の子どもに療養行動のセルフケアを育んでいた養育者の認識とかかわりを明らかにし、養育者に対する看護援助の示唆を得た。研究2ではそれらを用いて、先天性チアノーゼ性心疾患の手術を受ける3~9歳の子どもの養育者を対象として実際の介入をおこない、その有用性を検討した。

その結果、退院後には研究参加した母親 5 名全員の、子どものセルフケア捉え方が変化あるいは強化され、そのうち 4 名が子どもに合わせた主体的なかかわりに変化しており、その有用性が明らかにされた。本研究により学童期以降の子どもの自立に向けての基盤づくりとなる看護援助を明らかにできたことは、先天性心疾患をもつ子どもの成人への移行期支援に寄与するものと考えられ、その着眼点の独自性や発展性は顕著で、看護学に貢献する研究であると評価できる。

予備審査においては、①本研究にロイ適応看護モデルが妥当である理由を説明する必要がある、②ロイ適応看護モデルと、説明モデル、概念枠組みの関係、および研究1と2の関係性についても整理して説明すること、③文献検討で、研究対象である先天性心疾患児における課題や特徴をわかりやすく記載すること、④研究デザインの表現を内容と一致するように修正すること、⑤研究1の結果で、側面とカテゴリーの関係性について明記する必要があり、またカテゴリーの表現の再検討も必要、⑥看護援助指針の内容において、文献と経験から導き出したものと研究1の結果から導き出されたものがどれなのかを明確に示すこと、⑦看護援助内容の記載を具体的に記述すること、⑧結果の記述においてパターンAとパターンBの違いを明確にすること、⑨考察においては、子どもの発達との関連性についても考察する必要がある、⑩臨床現場への応用の部分は、一般の看護師が実施する際には、特にどのような点に注意が必要なのかという視点で考察をする必要があること、などが指摘された。

公開審査においては、①予備審査で指摘した説明モデル、概念枠組み、研究1と研究2の関係性について、依然として齟齬がある点が見受けられるため整理すること、②カテゴリーのネーミングが「セルフケアを育む母親の意思」を表現できていない部分があるので修正すること、③研究1の結果からセルフケアを育むことを促進する看護援助指針を追加しているが、その根拠を研究1の考察などで記載する必要があるのではないか、④表で示されているパターン別の看護援助による母親の認識と行動の変化について、援助の前後の変化がわかるように修正する必要があること、⑤母親の認識とかかわりのカテゴリー、サブカテゴリーの一覧表をつけること、⑥研究の限界の記載内容が、ロイの適応看護モデル

を用いた前提が崩れてしまうように読めるので修正が必要であること、また今後の課題についてもセルフケア能力の発達に関係する保育教育の経験や、発達に遅れのみられない対象にも看護援助をどう展開するか、という観点から記載してはどうか、などの指摘がなされた。

申請論文では、これらの疑問点や修正点をふまえて適切に論文の修正がなされ、論文の精度がより高まった。その結果、研究の独創性がより明確なものとなり、小児看護学の発展、および先天性心疾患をもつ子どもの成人への移行期支援に寄与する研究であると評価することができ、博士論文の論文評価基準を満たしていると考えられた。

以上のことから本論文は、学位規則第4条第1項に定める博士(看護学)の学位を授与することに値するものであり、また申請者は看護学における研究活動を自立して行うことに必要な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験において合格と判定した。